

人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース） おおまかな受給チェック項目

人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）をお考えの方は下記の項目で受給条件に当てはまるかおおまかなチェックが可能です。

※チェックが入らない場合でも受給できる可能性がある場合があります。その場合は個別にご相談ください。又、詳細な受給チェック内容につきましては労働局のパンフレット及び管轄労働局にお問い合わせください。

チェック項目に該当しなかった・該当したのに不支給だった等、損害は当社では負いかねます。
受給資格等は御社で調べたうえで申請をお願いします。

チェック

- 中小企業である。（資本金が3億以下・従業員が300人以下）
- 建設業である。（不明な場合は労働局に聞かれることをお勧めします。）
広島労働局 職業安定部 職業対策課 082-502-7832
- 雇用保険の保険利率が平成28年度は14 平成30年度は12である。
御社の経理の方にお尋ねください。
- 過去3年以内に偽りやその他不正行為により各種助成金、給付金を受けようとしたことがないこと
- 対象技能講習である。複数可
（下記以外は対象外 フォークなどは対象外）

玉掛技能講習

小型移動式クレーン技能講習

床上操作式クレーン技能講習

車両系(整地)技能講習

車両系(解体)技能講習

高所作業車技能講習

ガス溶接技能講習

クレーン特別教育

低圧電気特別教育

小型車輛系(整地等)特別教育

アーク溶接特別教育※但し、事前に労働局へ計画届等が必要です。

又、自社で実技を行った書類等必要になります。

フルハーネス型墜落制止用器具特別教育※開催予定

- 受講者が自社の雇用保険に加入している。
（役員でも加入していれば可、加入していない場合は不可）
- 受講者に講習期間の賃金を支払うこと。
- 講習料を会社が負担する。（受講者が負担した場合は対象外）
- 雇用管理責任者を選任していること